

令和 6 年 6 月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条および第2条 (略) (課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) 第4条～第17条 (略) (保険税の減額) 第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	第1条および第2条 (略) (課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) 第4条～第17条 (略) (保険税の減額) 第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2および3 (略) 以下 (略)	ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2および3 (略) 以下 (略)
--	--

戸籍への氏名の振り仮名記載に係る今後の予定について

戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名（以下、「振り仮名」という。）が追加となることから、本市の本籍人約32万人に対し、戸籍に記載する予定の振り仮名の通知等を行うため、今後、以下のとおり予算対応を行うことを予定している。

なお、国の補助金実施要領が公布されていないため、事業費、財源は未定である。

1 予定する事業

(1) 振り仮名通知発送等業務

通知発送や問合せへの対応等の業務の一部について委託を想定している。

予算対応予定時期：令和6年9月補正予算

(2) 振り仮名の職権記載に係る戸籍システムの改修

振り仮名の届出がない者について、先に通知した振り仮名を職権で記載するための機能を追加するシステム改修を行う。

予算対応予定時期：令和7年度当初予算

2 スケジュール（案）

年度	令和5年度				令和6年度												令和7年度												令和8年度										
月	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8					
システム改修	【戸籍法の一部改正の公布日】令和5年6月9日					2月補正		明許繰越		戸籍システム 住記システム 総合窓口支援システム (振り仮名の項目追加等)										【戸籍法の一部改正の施行日】令和7年5月頃予定(振り仮名通知発送および届出開始)												【戸籍法の一部改正の施行日から1年後】(振り仮名の届出期限)							
						6月補正		戸籍システム (振り仮名通知データ 作成機能追加)																															
						上記1(2)		R7当初(※)																															
振り仮名通知発送等業務	上記1(1)					国の補助金実施要領の公布(未定)					公布から2年以内に施行										届出期間1年以内										振り仮名の職権記載								
											9月補正(※)					準備作業					通知 発送					振り仮名届出受付 戸籍への記載 問合せ対応 等													

※国の補助金実施要領の公布時期によって、予算対応の時期が変更となる可能性がある。

被保険者証廃止後の被保険者の資格確認について

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行を終了し、国民健康保険および後期高齢者医療では、原則、マイナ保険証によるオンライン資格確認に移行することになるが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない被保険者等（以下、「マイナ保険証を保有していない者」という。）については、保険医療機関等において、新たに発行する「資格確認書」により被保険者資格の確認を受けることになる。

また、一部負担金限度額の適用区分を証明する限度額適用認定証等については、現行の証の発行に替えて、「資格確認書」に適用区分や発効期日等を記載することで対応する。

1 被保険者証の廃止

令和6年12月2日以降は、新規交付・再交付は行わない。

令和6年度に一斉更新する被保険者証については、改正法の施行時点で有効な被保険者証は最長1年間使用できるとする経過措置を適用し、国民健康保険は令和7年12月1日、後期高齢者医療では令和7年7月31日を有効期限とする。

2 資格確認書の発行

マイナ保険証を保有していない者に対し、カード型の「資格確認書」を発行する。

保険医療機関等においては、被保険者記号・番号などが記載された資格確認書により被保険者資格を確認する。

なお、一部負担金限度額（高額療養費）適用区分等の任意記載事項（本人の希望により記載）については、これまでと同様、申請が必要になることから、対象者に対して文書により申請を依頼する。

(1) 交付対象者 マイナ保険証を保有していない者、保険者が必要と認めた者
経過措置を適用した被保険者証の保有者に対しては、有効期限前に交付する（本人による申請は不要）。

(2) 有効期間 1年間（毎年7月31日まで）

3 限度額適用認定証等の取扱について

令和6年度に一斉更新する被保険者証の有効期限の翌日（国保は令和7年12月2日、後期は令和7年8月1日）以降は、一部負担金限度額の区分を証明する限度額適用認定証等の発行は行わない。

(1) マイナ保険証を保有していない者への対応

マイナ保険証を保有していない者については、資格確認書に必要事項を記載する。一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分等は任意記載事項となるため、これまでと同様、対象者に対して文書により申請を依頼する。

	資格確認書に記載する事項		記載内容	申請
1	任意記載	一部負担金限度額 (限度額適用認定証)	適用区分、発効期日	必要
2	任意記載	入院時の食事負担額 (限度額適用・ <u>標準負担額減額認定証</u>)	適用区分、発効期日	必要
3	必須	70歳以上の被保険者の負担割合 (高齢受給者証【国保のみ】)	負担割合、発効期日	不要

注：()は現在、発行している証の名称
入院時の食事負担額は、現行の標準負担額減額認定

(2) マイナ保険証保有者への対応

マイナ保険証の保有者は、オンライン資格情報やマイナポータルで適用区分等を確認する。所得修正などで負担割合等が変更になった被保険者に対しては、「資格情報のお知らせ」を送付する。

4 資格情報のお知らせについて

マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上の被保険者のみ）に交付する。

新規資格取得時や負担割合の変更時に交付するとされているが、経過措置を適用した被保険者証の保有者（既に資格確認書の交付を受けている者を除く）に対しても、被保険者証の有効期限が切れるまでの間に一斉交付する予定。

5 短期被保険者証および被保険者資格証明書について

(1) 短期被保険者証について

被保険者証の廃止に伴い、短期被保険者証も廃止されることから、通常証に切り替える。国民健康保険は令和6年10月の被保険者証更新時、後期高齢者医療は令和7年2月に切り替え予定。

(2) 被保険者資格証明書について

保険医療機関等での窓口負担が10割となる特別療養費対象世帯（長期にわたる保険税滞納世帯）の被保険者に対して交付している被保険者資格証明書は廃止される。

廃止後は、新たに特別療養費の対象となる世帯に対し、現物給付から特別療養費（償還払い）になることを事前に通知するほか、マイナ保険証を保有していない者には、特別療養費であることを記載した「資格確認書」を交付する。